

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松谷博司 殿

キャピタル アセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 山崎年喜

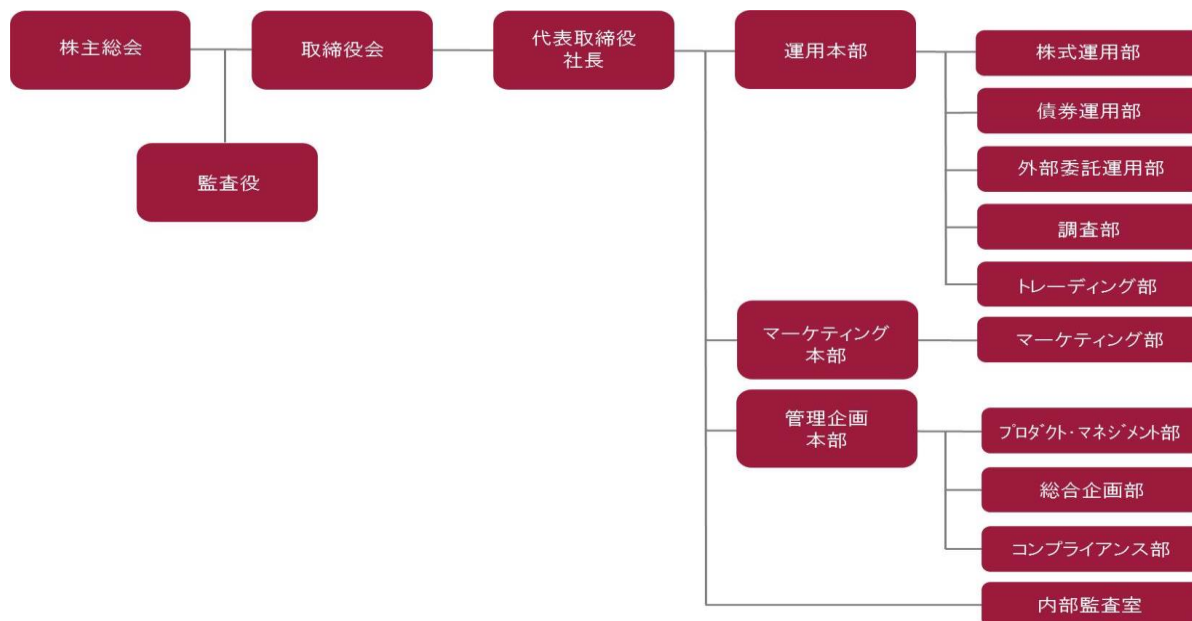
1. 委託会社等の概況（2020年11月末現在）

(1) 資本金等

- ① 資本金の額  
280百万円
- ② 会社が発行可能な株式総数  
40,000株
- ③ 発行済株式総数  
8,595株
- ④ 過去5年間における資本金の増減  
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の組織図

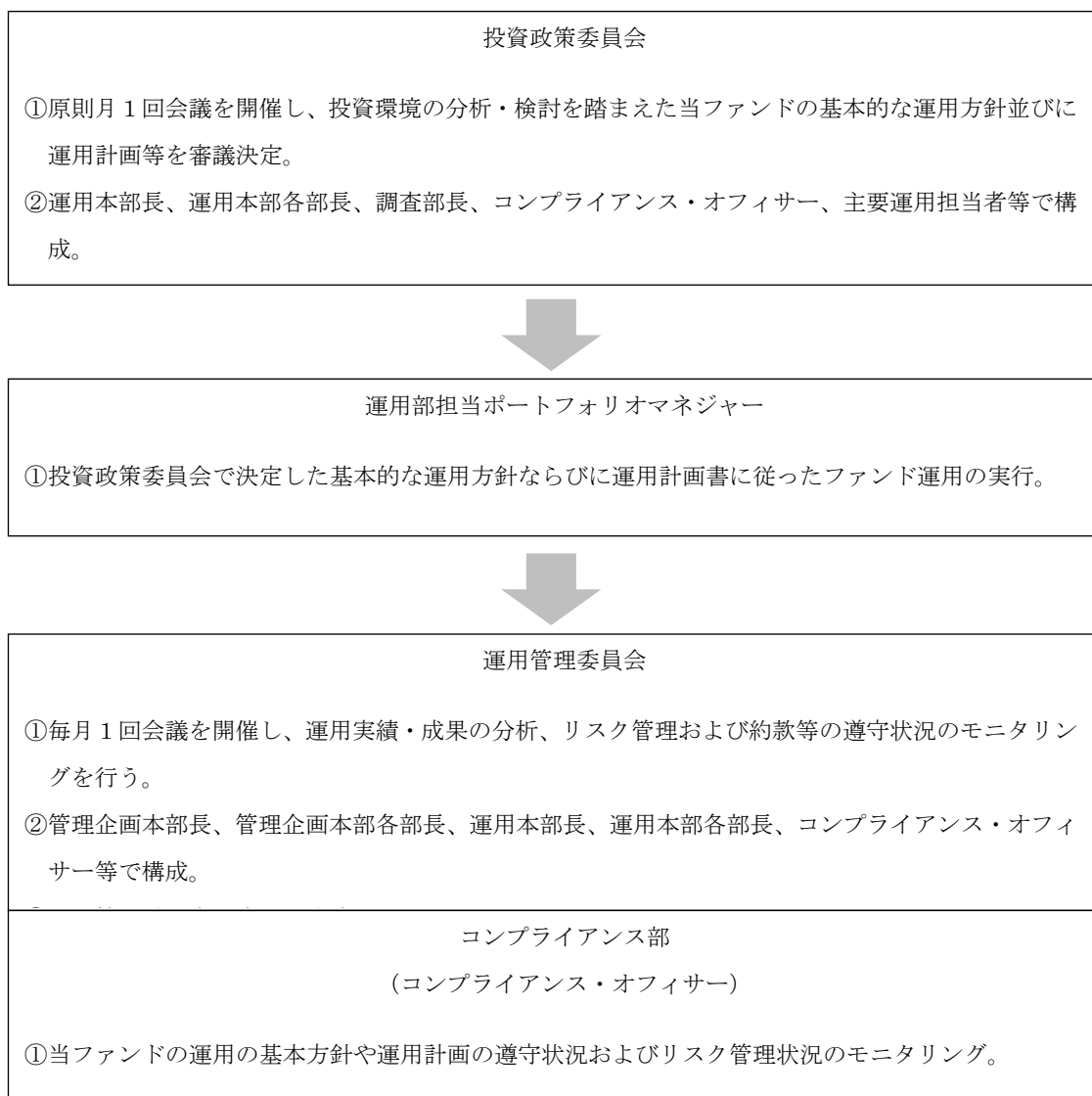


(注) 上記組織は、2020年11月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

## ② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後1年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役員取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

## ③ 投資信託の運用の流れ



(注) 上記組織は、2020年11月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

2020年11月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	10本	40,793百万円

(親投資信託を除く)

### 3. 委託会社等の経理状況

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

## (1) 貸借対照表

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			226,169		195,767
2 未収委託者報酬			59,588		64,846
3 未収運用受託報酬			2,244		1,564
4 立替金			8,402		5,653
5 前払費用			5,162		3,454
6 その他			1,272		1,263
流動資産合計			302,838		272,551
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1		11,886		6,306
(1) 建物		2,349		—	
(2) 器具備品		5,949		3,654	
(3) リース資産		3,588		2,652	
2 無形固定資産			2,552		1,552
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		2,500		1,500	
3 投資その他の資産			69,618		7,148
(1) 投資有価証券		59,088		7,128	
(2) 敷金		10,530		—	
(3) その他		—		20	
固定資産合計			84,057		15,007
資産合計			386,896		287,558

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金			6,807		6,686
2 未払代行手数料			29,337		32,342
3 未払費用			6,059		4,887
4 未払法人税等			2,167		2,670
5 未払消費税等			—		6,185
6 賞与引当金			5,400		—
7 預り金			4,435		3,071
8 リース債務			994		1,019
流動負債合計			55,202		56,863
II 固定負債					
1 長期未払金			2,229		2,229
2 退職給付引当金			1,811		6,045
3 リース債務			2,956		1,937
固定負債合計			6,997		10,211
負債合計			62,199		67,074
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			26,243		2,385
(1) 資本準備金		26,243		2,385	
3 利益剰余金			20,363		△61,901
(1) 利益準備金		—		1,653	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		20,363		△63,555	
株主資本合計			326,606		220,484
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			△1,910		—
評価・換算差額等合計			△1,910		—
純資産合計			324,696		220,484
負債及び純資産合計			386,896		287,558

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬			694,849		550,521
2 運用受託報酬			44,978		44,253
営業収益合計			739,828		594,774
II 営業費用					
1 支払手数料	※1		301,333		264,759
2 広告宣伝費			8,569		2,665
3 調査費			30,733		25,168
4 委託計算費			25,752		25,261
5 営業雑経費			23,397		21,938
(1) 通信費		2,142		1,730	
(2) 協会費		1,381		1,365	
(3) 印刷費		19,873		18,842	
営業費用合計			389,786		339,792
III 一般管理費					
1 給料			192,022		191,831
(1) 役員報酬		44,690		33,600	
(2) 給料・手当		113,410		127,018	
(3) 賞与		5,187		4,565	
(4) 賞与引当金繰入額		5,400		—	
(5) 退職給付費用		2,181		4,670	
(6) 法定福利費		21,152		21,976	
2 旅費交通費			6,010		6,758
3 租税公課			4,002		4,866
4 不動産賃借料			19,402		17,888
5 減価償却費			5,137		5,323
6 業務委託費	※1		70,731		47,570
7 その他一般管理費			28,684		34,691
一般管理費合計			325,990		308,929
営業利益			24,051		△53,947
IV 営業外収益					
1 受取利息			9		2
2 調査業務受託収入			960		3,780
3 為替差益			567		—
4 雑収入			220		56
営業外収益合計			1,757		3,838
V 営業外費用					
1 支払利息			112		87
2 為替差損			—		215
3 雑損失			0		—
営業外費用合計			112		303

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
経常利益			25,696		△50,411
VI 特別利益					
1 投資有価証券償還益			180		—
特別利益合計			180		—
VII 特別損失					
1 固定資産除却損	※2		73		2,252
2 投資有価証券売却損			1,261		—
3 投資有価証券評価損			—		10,249
4 投資有価証券償還損			—		2,521
特別損失合計			1,334		15,024
税引前当期純利益			24,542		△65,436
又は税引前当期純損失					
法人税、住民税及び事業税			290		290
当期純利益又は当期純損失			24,252		△65,726



## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・ 換算差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	280,000	55,251	—	△29,008	—	306,243	1,075	
当期変動額								
資本準備金から その他資本剰余金への振替		△29,008	29,008					
欠損填補			△29,008	29,008				
自己株式の取得					△3,888	△3,888		
自己株式の消却			△3,888		3,888			
当期純利益				24,252		24,252		
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への振替			3,888	△3,888				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△2,985	
当期変動額合計	—	△29,008	—	49,371	—	20,363	△2,985	
当期末残高	280,000	26,243	—	20,363	—	326,606	△1,910	

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益 剰余金		
当期首残高	280,000	26,243	—	—	20,363	326,606	△1,910
当期変動額							
資本準備金から その他資本剰余金への振替		△26,243	26,243				
剰余金の配当		2,385	△26,243	1,653	△18,192	△40,396	
当期純損失(△)					△65,726	△65,726	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							1,910
当期変動額合計	—	△23,857	—	1,653	△83,919	△106,122	1,910
当期末残高	280,000	2,385	—	1,653	△63,555	220,484	—

[重要な会計方針]

<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>3 引当金の計上基準</p>	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。</p>
<p>4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2018 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606) を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	※1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 2,023千円	器具備品 7,203千円
器具備品 8,014千円	リース資産 2,028千円
リース資産 1,092千円	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払手数料 58,908千円	業務委託費 36,960千円
業務委託費 53,389千円	
※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
器具備品 73千円	建物 2,209千円
	器具備品 43千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	△110	8,595
合計	8,705	—	△110	8,595
自己株式				
普通株式	—	110	△110	—
合計	—	110	△110	—

(注) 当社及びキャピタル・パートナーズ証券(株)は株式移転方式による共同持株会社を2018年10月1日に設立いたしました。株式移転に関して行使される会社法806条1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって、自己株式を取得し、同日消却いたしました。

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日 定時株主総会	普通株式	40,396	その他資本剰余金及び利益剰余金	4,700	2019年 3月31日	2019年 7月30日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,595	—	—	8,595
合計	8,595	—	—	8,595

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日 定時株主総会	普通株式	40,396	4,700	2019年 3月31日	2019年 7月30日

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

通話録音装置付電話機一式であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	226,169	226,169	—
(2) 未収委託者報酬	59,588	59,588	—
(3) 未収運用受託報酬	2,244	2,244	—
(4) 立替金	8,402	8,402	—
(5) 投資有価証券	59,088	59,088	—
(6) 敷金	10,530	10,530	—
資産計	366,022	366,022	—
(1) 未払金	6,807	6,807	—
(2) 未払代行手数料	29,337	29,337	—
(3) 未払費用	6,059	6,059	—
(4) 未払法人税等	2,167	2,167	—
(5) 預り金	4,435	4,435	—
(6) リース債務	3,951	3,949	△1
負債計	52,759	52,757	△1

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	195,767	195,767	—
(2) 未収委託者報酬	64,846	64,846	—
(3) 未収運用受託報酬	1,564	1,564	—
(4) 立替金	5,653	5,653	—
(5) 投資有価証券	7,128	7,128	—
資産計	274,960	274,960	—
(1) 未払金	6,686	6,686	—
(2) 未払代行手数料	32,342	32,342	—
(3) 未払費用	4,887	4,887	—
(4) 未払法人税等	2,670	2,670	—
(5) 未払消費税等	6,185	6,185	—
(6) 預り金	3,071	3,071	—
(7) リース債務	2,956	2,956	0
負債計	58,800	58,800	0

（注1）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

#### 資産

- ① 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、立替金、預け金  
 短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ② 投資有価証券  
 取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。
- ③ 敷金  
 合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。  
 なお、当事業年度の敷金については、短期間で返還される見込みであることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

- ① 未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金  
これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② リース債務  
将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
長期未払金	2,229	2,229
合計	2,229	2,229

長期未払金については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	226,169	—	—	—
未収委託者報酬	59,588	—	—	—
未収運用受託報酬	2,244	—	—	—
立替金	8,402	—	—	—
敷金	10,510	—	—	20
合計	306,914	—	—	20

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	195,767	—	—	—
未収委託者報酬	64,846	—	—	—
未収運用受託報酬	1,564	—	—	—
立替金	5,653	—	—	—
合計	267,832	—	—	—

## (注4) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	994	1,019	1,045	891	—	—
合計	994	1,019	1,045	891	—	—

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,019	1,045	891	—	—	—
合計	1,019	1,045	891	—	—	—

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	27,408	26,897	511
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	27,408	26,897	511
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	31,679	34,101	△2,422
	小計	31,679	34,101	△2,422
計		59,088	60,998	△1,910

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	7,128	7,128	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	7,128	7,128	—
計		7,128	7,128	—

## 2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	8,732	—	△1,261
計	8,732	—	△1,261



当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

### 3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,249千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

#### （退職給付関係）

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### 2. 簡便法を適用した退職給付制度

###### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	—	1,811
退職給付費用	2,048	4,670
退職給付の支払額	△236	△436
退職給付引当金の期末残高	1,811	6,045

###### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	1,811	6,045
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,811	6,045
退職給付引当金	1,811	6,045
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,811	6,045

###### (3) 退職給付費用

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	2,048	4,670
出向者に係る退職給付負担金等	132	—
合計	2,181	4,670

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,653	未払事業税	728
未払事業税	619	退職給付引当金	1,851
退職給付引当金	554	投資有価証券減損損失	3,138
投資有価証券評価差額金	584	繰越欠損金(注1)	139,827
繰越欠損金(注1)	123,177	その他	<u>757</u>
その他	<u>1,344</u>		
繰延税金資産小計	127,934	繰延税金資産小計	146,302
税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額(注1)	△123,177	税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額(注1)	△139,827
将来減算一時差異の合計に 係る評価性引当額	<u>△4,757</u>	将来減算一時差異の合計に 係る評価性引当額	<u>△6,475</u>
評価性引当額小計	<u>△127,934</u>	評価性引当額小計	<u>△146,302</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>	繰延税金資産合計	<u>—</u>

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※1)	—	—	—	—	—	123,177	123,177
評価性引当額	—	—	—	—	—	△123,177	△123,177
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※1)	—	—	—	—	—	139,827	139,827
評価性引当額	—	—	—	—	—	△139,827	△139,827
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.58%	
住民税均等割	1.18%	
評価性引当額の増減	△39.23%	
その他	<u>0.03%</u>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1.18%</u>	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	277,329	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	332,431	投資運用業

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	122,572	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	367,724	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス(株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	業務委託	業務委託費の 支払(注2)	18,480	-	-

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス(株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	業務委託	業務委託費の 支払(注2)	36,960	-	-

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル・パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の支払 (注1)	78,603	未払代行 手数料	2,778
							業務委託費の 支払(注2)	34,909	-	-
							調査業務受託 収入(注2)	960	-	-

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル・パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の支払 (注1)	35,330	未払代行 手数料	2,237
							調査業務受託 収入(注2)	3,780	-	-
							建物の賃借 (注3)	11,754	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 提供する業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注3) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

キャピタル・パートナーズ証券(株)は、2018年10月1日の共同株式移転による持株会社(キャピタル フィナンシャル ホールディングス(株))の設立までは当社の親会社でありました。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社 (非上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	37,777円39銭	25,652円61銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額	2,803円68銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	△7,647円01銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 2019年3月31日	当事業年度 2020年3月31日
純資産の部の合計額	324,696	220,484
純資産の部の合計額から控除する金額	—	—
普通株式に係る純資産額	324,696	220,484
1株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,595	8,595

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	24,252	△65,726
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益金額	24,252	△65,726
普通株式の期中平均株式数(株)	8,650	8,595

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2020年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
<b>I 流動資産</b>			
1 現金及び預金			188,496
2 未収委託者報酬			79,669
3 未収運用受託報酬			1,649
4 立替金			3,934
5 前払費用			3,570
6 その他			10
流動資産合計			277,331
<b>II 固定資産</b>			
1 有形固定資産	※1		4,928
(1) 器具備品		2,744	
(2) リース資産		2,184	
2 無形固定資産			1,052
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		1,000	
3 投資その他の資産			5,680
(1) 投資有価証券		5,660	
(2) 保証金		20	
固定資産合計			11,661
資産合計			288,992

		当中間会計期間 (2020年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		
(負債の部)				
I 流動負債	※2			
1 未払金			4,422	
2 未払代行手数料			38,775	
3 未払費用			6,123	
4 未払法人税等			2,605	
5 預り金			2,766	
6 リース債務			1,032	
7 その他			6,252	
流動負債合計			61,979	
II 固定負債				
1 長期未払金			373	
2 リース債務			1,417	
3 退職給付引当金			6,616	
固定負債合計			8,407	
負債合計		70,386		
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金		280,000		
2 資本剰余金		2,385		
(1) 資本準備金	2,385			
3 利益剰余金		△64,409		
(1) 利益準備金	1,653			
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△66,063			
株主資本合計		217,975		
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		629		
評価・換算差額等合計		629		
純資産合計		218,605		
負債及び純資産合計		288,992		

## (2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			288,437
2 運用受託報酬			12,733
営業収益合計			301,170
II 営業費用			
1 支払手数料			139,458
2 広告宣伝費			114
3 調査費			14,505
4 委託計算費			12,370
5 営業雑経費			3,970
(1) 通信費		416	
(2) 協会費		688	
(3) 印刷費		2,865	
営業費用合計			170,419
III 一般管理費			
1 給料			89,331
(1) 役員報酬		19,117	
(2) 給料・手当		55,775	
(3) 退職給付費用		3,825	
(4) 法定福利費		10,614	
2 旅費交通費			273
3 租税公課			2,693
4 不動産賃借料			7,867
5 減価償却費	※1		1,878
6 業務委託費			21,690
7 その他一般管理費			10,525
一般管理費合計			134,261
営業損失(△)			△3,510



		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取利息			0
2 雑収入			1,266
営業外収益合計			1,266
V 営業外費用			
1 支払利息			34
2 為替差損			85
営業外費用合計			119
経常損失(△)			△2,363
税引前中間純損失(△)			△2,363
法人税、住民税及び事業税			145
中間純損失(△)			△2,508

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> <p>(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
器具備品	8,114千円
リース資産	2,496千円
※2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
※1. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
有形固定資産減価償却費額	1,378千円
無形固定資産減価償却費額	499千円

(金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	188,496	188,496	—
(2) 未収委託者報酬	79,669	79,669	—
(3) 未収運用受託報酬	1,649	1,649	—
(4) 立替金	3,934	3,934	—
(5) 投資有価証券	5,660	5,660	—
資産計	279,409	279,409	—
(1) 未払金	4,422	4,422	—
(2) 未払代行業手数料	38,775	38,775	—
(3) 未払費用	6,123	6,123	—
(4) 未払法人税等	2,605	2,605	—
(5) 預り金	2,766	2,766	—
(6) リース債務	2,450	2,450	0
負債計	57,144	57,144	0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 立替金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

## 負債

### (1)未払金、(2)未払代行手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (6)リース債務

将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期未払金(中間貸借対照表計上額373千円)については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

### (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,660	5,030	629
	小計	5,660	5,030	629
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		5,660	5,030	629

(注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	48,436	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	207,945	投資運用業

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	25,434円04銭
1株当たり中間純損失(△)	△291円84銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	218,605
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	218,605
普通株式の中間会計期間末株式数(株)	8,595

(注2) 1株当たり中間純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失(△)(千円)	△2,508
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△2,508
普通株式の期中平均株式数(株)	8,595

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

キャピタル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 五大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月18日

キャピタル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 五大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ㊞  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

公開日 2021年1月20日  
作成基準日 2020年12月18日

本店所在地 東京都千代田区内神田一丁目13番7号  
お問い合わせ先 総合企画部